

「JICA環境社会配慮ガイドライン」NGO/CSO向け勉強会  
2021年7月2日(金)15:00～17:00  
オンライン会議

## 環境社会配慮ガイドラインに基づく異議申立手続について

(特非) 持続可能な開発のための教育推進会議 (ESD-J)

理事 鈴木克徳

E-mail: [katsunori0501@jcom.zaq.ne.jp](mailto:katsunori0501@jcom.zaq.ne.jp)

電話 : 090-4594-9694

# 概要

- ◆ ガイドラインと異議申立手続
- ◆ 異議申立手続に関する国際的動向
- ◆ 異議申立手続関係の主な論点
  - ◆ 異議申立を回避するための措置
  - ◆ 異議申立審査役
  - ◆ その他

# 環境社会配慮ガイドラインと異議申立手続

- 2010年に公布・施行した環境社会配慮ガイドラインと同時に「環境社会配慮ガイドラインに基づく異議申立手続要綱」を公布・施行。
- 「異議申立手続」の目的は2つ。
  - ガイドラインの不遵守を理由とする異議申立が行われた場合、遵守・不遵守に関する事実を調査し、その結果をJICA理事長に報告。
  - ガイドラインの不遵守を理由として生じたJICAの協力事業に関する具体的な環境・社会問題の紛争において、当事者間の対話を促進する。
- 異議申立を中立的に調査するため、JICA理事長直属の「異議申立審査役」が審査を担当する。
- 異議申立手続のプロセスは以下の通り。
  - ① 申立書の提出
  - ② 申立書の受理、申立人、相手国等への通知
  - ③ 予備調査
  - ④ 手続開始決定
  - ⑤ ガイドライン遵守に係る事実の調査
  - ⑥ 紛争解決に向けた対話の促進
  - ⑦ JICA理事長への報告

# 異議申立手続に関する国際的動向

- 異議申立手続は、**多国間、二国間の援助機関に共通の手続**。  
ただし機関ごとに若干手続が異なる。
- 公正かつ独立の立場での異議申立の審査を可能にするための各機関間の情報交換を行う仕組み：**IAM (Independent Accountability Mechanisms)** を2004年に設置。
- IAMには、世界銀行グループ (IFC & MIGA) 、米州開発銀行 (IADB) アジア開発銀行 (ADB) 、アジアインフラ投資銀行 (AIIB) 、欧州復興開発銀行 (EBRD) 等主要な援助機関が参加。日本からは、JICAのほか、国際協力銀行 (JBIC) 、日本貿易保険 (NEXI) が参加。
- IAMでの議論は、当初は異議申立への対応、異議申立に係る紛争解決に関する情報共有、意見交換が中心であったが、徐々に**異議申立の回避・未然防止**に重点を移すようになっている。

# 異議申立手続関係の主な論点

- 異議申立を回避するための措置
  - 環境社会配慮ガイドラインの手続とセットで、異議申立の回避に向けた取り組みを強化する方向。
- 異議申立審査役
  - 異議申立審査役の独立性・中立性
  - 異議申立審査役の権限
    - 理事長への報告内容
    - 調査の独立性
    - 外部専門家の活用
- その他
  - モニタリング実施時期における異議申立
  - 情報の開示と申立人の保護

ご静聴有難うございました